

戦意高揚紙芝居コレクションにみる戦時下用語

— 「用語編」 その11

原田 広 (非文字資料研究センター 研究協力者)

はじめに

『ニューズレター』No.33より開始した本稿連載の最終回として、用語分類〔国内社会15/国体明徴、日本精神〕から【⑤日本人とその心】【⑥愛国と報国の心情】を取り上げる。紙芝居脚本から採録した関連用語は下記のとおりである。

- ⑤日本人とその心：大和魂（心）（敷島の～）11、皇民、臣民（の道）8、日本精神（魂）4、日本男子4、大和民族3、赤子（天皇の）3、武士道2、股肱の臣1、汝有衆1、大和丈夫（やまとますらお）1
 ⑥愛国と報国の心情：勤王（勤皇）7、愛国6、大御心（を奉戴、を安じる）5、尽忠（報国）5、尊王（攘夷、愛国）4、悠久の大義（光栄）4、七生報国3、臣道実践3、赤誠（国民の赤誠）2、日本人の務め（国民の本懐）2、その所に（応じ分をつくす）2、義勇奉公1、献身奉公1、報国の誠1、万民翼賛1、一家和合1

前号（連載第10回）後半に取り上げた【④日本の尊称と国運への祈念】が戦前の天皇を頂点とする近代日本国家の自己認識や願望・祈念を表すとすれば、今号の【⑤日本人とその心】は天皇のもとにある日本国民自らの自己表象であり、【⑥愛国と報国の心情】は同じく日本国民が自らに課した精神的決意や道徳的任務を表現するものといえることができる。しかし、これらの用語群は、“日本国民自ら”といいながらも実際は象徴言語の歴代操作者によって“創作”されてきたものであり、三つながら相俟って、連載第9回の末尾に紹介した久野収がいうところの「顕教」—天皇は無限の権威と権力を持つ絶対君主という国民全体に対する建て前—を構成するキーワードとなっている。その用語群の中心にあるのは天皇（制）という強力な磁場である。戦前の日本人（人）において、西洋（人）におけるキリスト教の位置に相当するものとして明治憲法と教育勅語の中軸に据えられたこれらの天皇制的隠喩は、少なくとも公的空間における言論・振る舞いを支配する宗教的全能性を帯びた用語であった。現代社会からみれば、人間が生涯を遂げていくうえで必然的に直面する世俗的諸価値—たとえば社会的地位（学歴、経歴、交遊）、個人的資性（嗜好、教養、倫理）、消費、恋愛、生老病死など—を一切超越したところで紡ぎ出された可成り特殊な用語であり、いまは特殊な規律と鍛錬を要求される世界においてのみ類似の習俗を遺している。

ここに挙げた多岐にわたる用例を俯瞰するために、全体を先取りして主要な用語の配置ベクトルを示すならば、

次のように描くことができよう。

自己像	比類なき（唯一性、卓越性）	無心さ（清浄性、没我性）
時間	万世一系 → 万邦無比	悠久の大義 → 尽忠報国
空間	神州不滅 → 八紘一宇	その所 → 義勇奉公
主体	大和民族	赤子

すなわち、日本（国）（人）の〈自己像〉の究極価値は「比類なき inequality」と「無心さ innocence」に置かれ、前者においては「唯一性 uniqueness、卓越性 excellence」が、後者においては「清浄性 pureness、没我性 selfless」が含意される。「比類なき日本」の〈時間的価値〉を内延すると「万世一系」の天皇（制）に遡及し、その外延においては「万邦無比」の国体を誇る。その〈空間的意味〉のなかには「神州不滅」の国家意識と、「八紘一宇」の対外的侵略意識を内包させ、これを駆動し発現する〈主体〉は「大和民族」ということになる。同じく後者「日本（国）（人）の無心さ」についても、「悠久の大義」に殉じ「その所」を遵守する自己意識が、「（天皇の）赤子」を駆動主体として「尽忠報国」「義勇奉公」に転載していくという関係構図を描くことができよう。こうした「顕教的」言語の参照枠が絶対的威力を発揮する社会空間のもとにおいては、敗戦の「非局」を招いて「深く宸襟を悩ました民草」の責任から、一転して「一億総懺悔」が出てくるまでの距離は、僅かに指呼の間にあるということになる（「非局」以下は、1945年9月5日東久邇宮稔彦総理大臣「戦争集結ニ至ル経緯竝ニ施政方針演説」による）。

以下、紙芝居における脚本用例を紹介するが、これまでと同様、文中に「カギカッコ」で引用する紙芝居脚本はイタリック体・現代仮名遣いに改め、採録用語は太字とし、出現回数の引用符〈3回以上〉《3回未満》は省略する。

- ⑤日本人とその心：大和魂（心）（敷島の～）11、皇民、臣民（の道）8、日本精神（魂）4、日本男子4、大和民族3、赤子（天皇の）3、武士道2、股肱の臣1、汝有衆1、大和丈夫（やまとますらお）1

ここに取り上げるのは、主体的であるにせよあるいは強制的な仮象であるにせよ、〈大日本帝国〉を担うべきものとされた「日本人とその心」を表す用語についてである。戦時下紙芝居が描くところの“国体論的文脈では〈皇国〉を担う日本人”（前稿第10回参照）が、戦場に赴き戦争を戦う主体としての「男子」（複数形の日本の男たち）であること、「その心」が兵士としてのそれに



特化されていることはいうまでもない。

●まず、大東亜戦争を戦う日本の男たちの代表的呼称ということになるであろう《日本男子(児)》から用例を挙げよう。—『小楠公の母』1943.03「世界の横綱であった米国と英国を向うに廻して僅か数ヶ月の内に……千古未曾有の大勝を博しましたのは、畏くも御稜威の然らしむる所であると同時に、我が皇軍の組織せる日本男子の偉大さ、否日本男子を育てあげる日本のお母さん達の偉大さを賛美せねばなりません」／『雛鷺の母』1944.11「(少年飛行兵になるという息子健一)お母さんばかりの子と思っていたのが間違い、天皇様のお蔭で生きている自分たち親子、健一は日本男子の一人だと母の胸は明るくひらけたのです。この2作品では日本軍兵士となった(なろうとしている)少年男子と、それを育てた偉大な日本の母の偉大さ、兵士として送り出す彼女たちの集合的覚悟とが一体で描かれる。／『『神風』の飯沼正明』1943.09「飯沼正明二十六歳……朝日新聞社に入社して五年、まだうら若い日本男子である」／『中澤挺身隊』1943.10「決行は今夜である……俺たちは日本男児だ、いざという時にはお互いに笑って死のう」に描かれるのは、国家的使命に立ち向かおうとする若い男たちである。この用語が戦時下国民の耳目を支配したのは、1939年『出征兵士を送る歌』—「我が大君に召されたる 生命光榮ある朝ぼらけ 讀えて送る一億の 歡呼は高く天を衝く いざ征けつわもの 日本男児」の流行が大きいのと思われる。そしていまも日本人が(男性だけかもしれないが)、“そう呼ばれては引き下がるわけにはいかない”といった反射的身構えを《日本男子(児)》の語感から多少なりとも受け取るのは、この戦時下の用語の長い残影でもあるだろうか。しかし、『宣戦』1942.12が描く「みいつの下おおみいくさに命捧ぐる大和丈夫(やまとますらお)に流るる血。それは窮みない悠久の光榮に湧くのみである」から受け取るのは、大量の運命的死を目にした自己陶醉のにおいでである。

もうひとつ、「日本国」の公式名称としては使用されないであろう《大和民族》は、戦いに赴く男たちのいわば「血の共同体」の別称である。—『我は何をなすべきか』1944.10「大東亜戦争は大和民族とアングロサクソン民族とが滅びるか栄えるかを決する大戦争だ」／『我は海の子』1945.01「(十四歳になったら海軍志願という兄弟を診察する祖父)そおれ心臓の鼓動が手に取るように聴こえるちゃろ！ これこそ……謂はば悠久三千年を貫く大和民族の血の音ちゃー同時に、未来永劫、百千萬年をつらぬく、盡忠報国の血のたぎる音ちゃーなど。／この「血の共同体」を貫くものが、紙芝居作品では『本居宣長』1941.11「(本居宣長先生、七十二歳で亡くられるまで著書五十八種、百八十二巻)その教えはやがて明治維新の原動力となりそして今や吾が大和民族永遠の興隆のための尊い土台石になっているのです」「我が国は天照大神の昔から万世一系の皇統を戴き世界に秀でた国」と描かれる宣長の『古事記』研究によって作り上げられた《大和民族》の礎たる国体思想であることはいうまでもない。そして、この優秀民族意識が、大東亜における指導者意識に接続していくこともまた。

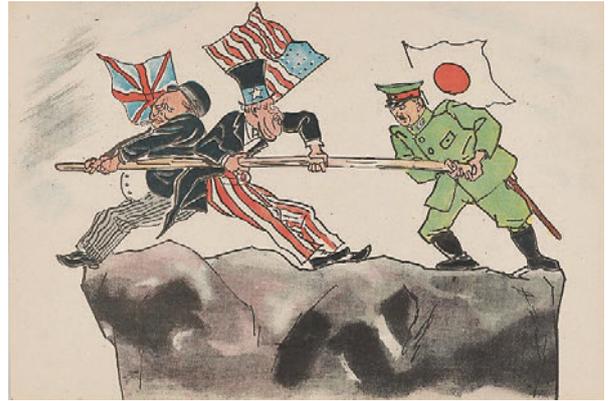


図1 「我は何をなすべきか」

●《皇国》を担う「日本人」は、すなわち《臣民》とも《皇民》とも呼称されなければならなかった。《臣民》の用語は、『勤皇南部一族』1944.02「日本臣民として忠義を尽くすのは此の時である」／『頼山陽の母』1943.05「山陽は誰にも仕えず立派な日本臣民として生きた。天子様に忠義の心篤かった山陽は亦孝行な良い息子と成った」といった歴史物紙芝居から、宣戦の詔勅を受けて「(歌：海ゆかば水漬く屍……)これこそ古今を貫く日本臣民のまことの心。世界に誇る二大強国米と英。相手にとって不足はない。皇国三千年の歴史を背負って今こそ奮い立つ世界新秩序の建設戦。何という痛快なことでありましょうか」と、開戦直後の大言壮語これに極まる『大建設』1942.03に至るまでの用例の幅を有する。近代以降を時代背景とする作品において中核を成すのは、『大村益次郎』1942.11「一大村が我が命助かりたさにその神聖を犯したなら日本臣民としての自分を殺す事になるのです」／『小村壽太郎』1943.09「日本帝国臣民は権利賠償金の為に戦わん、東洋平和の為にこそ我等は立ち上がったのだ」／『山本五十六元帥』1943.12「畏き辺りよりの思召により元帥を授けられ大勲位に叙せられ加えて国葬の礼を賜ったのである。臣民としての光榮何ものかこれに過ぎようか」といった著名な軍人・政治家である。

一方、民草たる一般国民の自画像は、『無名の民』1941.12「私達の祖先は大方は名もなき民であります。忠良なる臣民としての生涯を送って来ました。しっかりと結ばれた一つ一つの小さな環のように悦んで皇国に盡して来ました」と表象され、／『臣民の道』1941.12において「国家への奉仕を第一義として修練を積み重ねるところに全き臣民の道が成し遂げられるのであります」と、その義務的奉仕・報国の精神に奉じる「臣民の道」が謳われる。《皇民》の用例は、『臣民の道』1941.12「私共は畏くも皇室を宗家と仰ぎまいらせ一國一家の生活を営んでいます。国民すべてが心一つにして天皇にまつろい奉る。これぞ皇国皇民の本来の持ち前(本質)であります」の一作品のみである。また、朝鮮・台湾などの占領地や沖縄においても、1938年第一次近衛文磨内閣による東亜新秩序声明、1940年第二次近衛内閣の大東亜共栄圏構想以降、日本語教育、神社参拝・天皇崇拝の強要、創氏改名が、「皇民化政策」の名

の下で行われたが、本コレクションのなかに台湾・朝鮮の民族“支配”を具体的に描く作品は見当たらない。

さらに現人神・天皇のもとにおいて平等な《臣民、皇民》は、天皇の《赤子》と呼ばれ、天皇が万民に呼びかけるときは《汝有衆》（または汝臣民）と、特に身近に仕える側近のことは《股肱の臣》とされた。《汝有衆》《股肱の臣》の主語は、もちろん「朕」という特殊の位相を占める皇帝・天皇である。—『爪文字』1943.12「(遺書口述) 報告。藤田小隊は全弾盡き玉砕せんとす。敵状前回報告と大差なし。忠勇なる陛下の赤子多数失るて申訳なし。小隊全員の名を以て天皇陛下万歳」／『初陣』1944.04「(元寇のとき) 陛下の下一丸となった赤子は神州の皇土を夷狄に汚させてなるものかと拳国一致の姿になって振り立ったのです」／『明けゆく村』1942.02「(三吉少年が火傷) どうして農共同じこの立派な日本の国に生まれた同胞としてだまって見ていられよう。農共が三吉さんを救うのは陛下の赤子をお護りすることになるのじゃ。是非共皆でこの義務を果たそうではないか」。《赤子》は「あかご」とも「せきし」とも読むが、古代倭人が魔除けのために全身に塗った朱・丹、神社の鳥居の朱など、「赤」は清らかで高貴な色とされ、転じて日本国民の「赤子のような清らかさ・無心さ」を意味するものとなっている。

『宣戦』1942.12には、「皇祖皇宗の神靈上にあり朕は汝有衆の忠誠勇武に信倚し」と、太平洋戦争の「宣戦詔勅」の一節が引用される。《汝有衆》は明治以降の天皇の詔勅に繰り返し出てくるが、「大東亜戦争終結ノ詔書」の冒頭は、「朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク」であった。／『楠公父子』1944.09には、「(正行の忠義の言葉に対して) 父子二代の忠誠はかえすがえすも満足に思う。ただ汝を股肱の臣と頼むぞ」と、吉野に立て籠もる後醍醐天皇の「有難い大御言葉」が描かれる。《股肱の臣》とは、「もも」と「ひじ」を転じて主君の手足となる最も頼りになる臣下という意味である。昭和天皇が1936年の「二・二六事件」に際して、《股肱の臣》である内大臣らの殺害を耳にして自ら近衛師団を率いて討伐するとまで言ったことは有名な話である（『本庄日記』）。その反義語である「君側の奸」（君主を思うままに動かして操って悪政を行わせる悪い家臣）を除こうと天皇親政を目指して蹶起した反乱軍が天皇の指示によって鎮圧されたこの事件は、ポツダム宣言の受理とともに、立憲君主だった旧憲法下の天皇が直接行った唯二度の政治的決断であったとされている。国体明徴声明の直後に生じた「二・二六事件」は、その後の日本が、政党政治の崩壊・軍部の政治的関与を招き、教学刷新運動に本格的に突入していく契機ともなった。

●大東亜戦争を戦う日本の男たちの精神性（兵士の心）は、《大和（日本）魂》《日本精神》《武士道》の三語によって集約されている。これらの用語は、まずはいわゆる歴史物紙芝居に登場させられる。—『物語愛國百人一首』1943.08「(楠正成の一首) その日吉野を打出でて敵陣へとぞ向かいける、これこそ日本精神の精髓である。その日本精神を大いに鼓吹した江戸時代の荷田春満に移

ろう」／『高田屋嘉兵衛』1941.12「北海護るべし、オロシヤ恐るるに足らず、大和魂のゆくところ何ものの横暴も許すべからず」／『海國の民』1942.07「文永の役といい弘安の役といい、いずれも天佑神助とそのころ武士道が盛であったために蒙古軍を首尾よく撃退できたのだから」／“現代もの”になると、《大和（日本）魂》に共約された「兵士の心」は、戦時歌謡『荒鷲の歌』や『決戦の歌・進め一億、火の玉父さん』の紙芝居脚本における“演者の歌パート”によって度々再現されることになる。—『ナカヨシバウクウゴウ』1944.02「つばさにひのまるのりくみはやまとだましいのもちぬしだ」／『進め一億、火の玉父さん』1942.02「行くぞ行こうぞぐあんとやるぞ大和魂伊達じゃない」。

しかし、『尊き一錢』1941.12「敷島の大和心を人問わば朝日に匂う山桜花」にいう本居宣長の《大和心》と、新渡戸稲造の『武士道』や内村鑑三が『代表的日本人』において取り上げた《武士道》との本質的差異が、紙芝居脚本において自覚的に使用されることはなく、銃後国民を含む「日本人の心」を包括的に表現するものともなっている。そのことは、前者の語義を遺す『『神風』の飯沼正明』1943.09「上野朝日新聞社長が心づくしの桜の枝、敷島の大和心をかぐよう色香を受けて……全国民の期待と歓呼を浴びていよいよ出発」から、『常會の手引』1941.08「(隣組の心構え) まごころとまごころとの融けあい、飾りもなければ曇りもない、つまりはひとつ心に燃え上がる大和魂の塊なのです」への安易な意味的飛躍を意にささぬ脚本用例によってもうかがうことができよう。

町内会（隣組）における《大和（日本）魂》による連帯感の強調は、直ちに身近な傷痍軍人への尊敬の強要にもつながっていく。—『鐵の腕』1941.08「(溺れた子供を助けてくれた傷病兵寛太おじさん) あの手を握ったら何だか暖かかった、うん血が通っているんだってさ、寛太おじさんの鉄の腕にはやまとだましいの血が通っているんだよ。そうだ、大和魂というものは生きて動いて働くものなのだ」／銃後の防諜の心構えを描く作品においても同様である。—『防諜戦士』1942.06「またどんな思想を吹きこんで来ても決してこれにかぶれることなくしっかりと日本精神をもって必ずこれを撃退する」／『スパイ御用心』1941.12「暗号、秘密インキ、無電……いや武士道ではそんな卑怯な方法は取ってとらず、とっておられないのが現代の戦いです」／やがて「日本人の心」は、『軍神岩佐中佐』1943.06における聖戦の意義を説明するものとして使用され—「(平出大佐大本営発表) 世界平和を使命とする日本の大精神を踏みにじり皇国日本の生命さえも狙わんとした暴戾なるアメリカに破邪顕正の剣を下すに当たりまして、捨身をもって敵の腹中に飛び込み猛然これに第一誅を加え、身もまた護国の花と散った特別攻撃隊の偉業に閑し謹んで発表致します」／『爪文字』1943.12「敵は強引に上陸を開始した。それを迎え撃つ地上の戦闘こそ日本魂（やまとだましい）の華であった」のように、戦闘場面における玉砕精神のキーワードとなるであろう。



図2 「スパイ御用心」

こうした《武士道》と《日本精神》の同一視は、『国体の本義』における「(生死一如の中に、よく忠の道を全うする) この武士道が、明治維新と共に封建の旧態を脱して、弥々その光を増し、忠君愛国の道となり、又皇軍の精神として展開して来たのである」という牽強附会の臣民道徳観に根拠を有するものであった。もともと〈大和(日本)魂〉の強調は、奈良朝より支配貴族階層の学問的基礎であった漢籍の知識「からざえ」への対抗概念として平安中期の国風文化のもとで成立した「和魂漢才」を初源として、江戸期国学における漢意(からごころ)批判(その先鋭的表現として吉田松陰の辞世「かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂」があらう)、明治維新期の西洋文化・知識の圧倒的流入への抵抗感を示す和魂漢才(福沢諭吉や森鷗外も喧伝)の系譜を有する。しかし、日露戦争戦勝以降の帝国主義的思潮の台頭に伴い、《日本精神》の独自性・優位性を表現するものとなり、昭和期には軍国主義・国家主義を支える精神的なスローガンへと変移してきたのである。夏目漱石が『吾輩は猫である』(1905-1906年『ホトトギス』連載)において、「大和魂! と新聞屋が云う。大和魂! と掏摸が云う。大和魂が一躍して海を渡った。英国で大和魂の演説をする。独逸で大和魂の芝居をする」「誰も口にせぬ者はないが、誰も見たものはない。誰も聞いた事はあるが、誰も遇った者がない。大和魂はそれ天狗の類か」(新潮文庫1961.9.5、pp.255-256)と記した日露戦争後の日本社会に対する諷刺は、1910年の大逆事件をはきんで、その約30年後の昭和初期の言論相と鋭い断絶を示している。

⑥愛国と報国の心情：勤王(勤皇)7、愛国6、大御心(を奉戴、を安じる)5、尽忠(報国)5、尊王(攘夷、愛国)4、悠久の大義(光荣)4、七生報国3、臣道実践3、赤誠(国民の赤誠)2、日本人の務め(国民の本懐)2、その所に(応じ分をつくす)2、義勇奉公1、献身奉公1、報国の誠1、万民翼賛1、一家和合1

本稿の最後に紹介するのは、「愛国の決意・報国の誠」を表す用語群である。これらは、これまで紹介してきた〈大日本帝国〉〈皇国〉の中核をなす〈国体〉を護持するために、〈臣民〉〈皇民〉が発揮すべき国民的道徳とされ、

直ちに「臣下の任務と天皇への帰依」の心情に収束する用語群であった。

●国策紙芝居に登場する「愛国の決意・報国の誠」を表明する用語・用例をみていこう。

王(天皇)を敬う〈尊王〉、そのために忠義を尽くす〈勤王(勤皇)〉の用語は、我々にとっては、あまりに聞き馴れたがゆえの死語に属するという面も否定できない。しかし、幕末の尊皇攘夷論、明治維新の王政復古論の歴史記憶を受け継ぐ戦前の近代天皇制下においては、それは、記紀が描く天孫降臨の神国思想に基づき、日本国の存在根拠(政治的・宗教的権威)を天皇・皇室に置く天皇尊崇思想であった。そのことは、大政翼賛運動のひとつとして1943年3月に編纂・刊行された同名タイトルの『物語愛国百人一首』1943.08「我々の先祖は遠い昔から尊王愛国の熱誠に燃え数多くの愛国の歌を詠んでいます」/幕末の勤王思想に多大な影響を与えた『頼山陽の母』1943.05「(日本外史の完成は)六百年來眠っていた日本国民の血と魂とをゆり動かし呼びさます勤王運動の夜明けの鐘であった」/愛国百人一首にも掲載されている勤皇思想家の物語『高山彦九郎』1942.11「(死後百五十年)その誠忠尊王の一念は明治維新の一粒の種となり、幾多勤王の士の心に花と咲き実を結んで万国に比類ない皇国の礎を築いた」などに見て取ることができる。また、代々勤王の志厚い武臣の代表を描いた『勤皇南部一族』1944.02、『純忠菊池一族』1944.08、『楠公父子』1944.09といった一連の1944年刊行作品からもうかがうことができる。

南北朝の「湊川の戦い」を題材に採った《七生報国》は、『小楠公の母』1943.03に「然し七たび生まれて逆賊をうつと言った夫の忠誠を思うにつけても……愈々正行に父の志を継がせる決意を強めるのでした」にその原義をとどめて登場し、/『楠公父子』1944.09「父の誠忠子の至孝、七生報国の念願は今も尚一億日本人の心に生きて大東亜戦を戦っています」/『海の男』1944.09「ガダルカナルで恨みをのんだ戦友もマーシャルでもアッツ島でも七生報国を叫んで仆れたお前たちの父や兄の最後の叫びは、物さへ運んで来てくれたら、一発の弾丸でも多くあったらむぎむぎ一歩も敵に譲らない」といった作品において、旧日本軍人の精神として描かれている。1970年11月25日に自決した三島由紀夫の頭部には、《七生報国》と書かれた日の丸の鉢巻が巻かれていたことも有名であろう。

また、〈尊王〉思想と《報国》の理念を結び付けた言葉として、〈尽忠(報国)〉があり、これを国民精神総動員の基本精神のひとつとして平易化した「国へのご奉公」の用例が多数あることについては、すでに本稿連載第4回で述べたところである。「国体明徴」運動本来の字義を遺す脚本用例としては、『臣民の道』1941.12「わたくし心を去り盡忠報国のまことに生きるところに国家の事を以て憂い又喜びとする私共臣民の本領があります」を代表的に挙げることができる。/それは、『海の男』1944.09「忠良なる海員となり報国の誠を致せ」と簡略化され、/『銅像物語』1943.08「国を挙げての銅鉄回収の時は来た。国民学校の運動場には後から後

から銅と鉄が国民の赤誠の印として運びこまれて来るではないか」のように装飾化されるであろう。後者は、東条英機が下した『戦陣訓 第三 軍紀』「尽忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るなきは、是戦捷必須の要件にして、又実に治安確保の要道たり」に通底する用語である。国民・愛国の《赤誠》がいう“清らかな赤子が示すような無心の誠”とは、国家のために生命を差し出すことに悔いなきを期せということに他ならなかった。／『忠霊陣地』1944.06「死生を貫くものは崇高なる献身奉公の精神なり、生死を超越し一意任務の遂行に邁進すべし」もまた『戦陣訓 第七 死生観』の直接引用である。／『大事到来』1942.01「執権の命令重きこと山の如く義勇奉公の誠心火と燃え上がり必勝撃滅の意気正に天を衝く」が、国民に対して「報国の誠」を求めた『教育勅語』の一節「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に負うていることはいうまでもない。

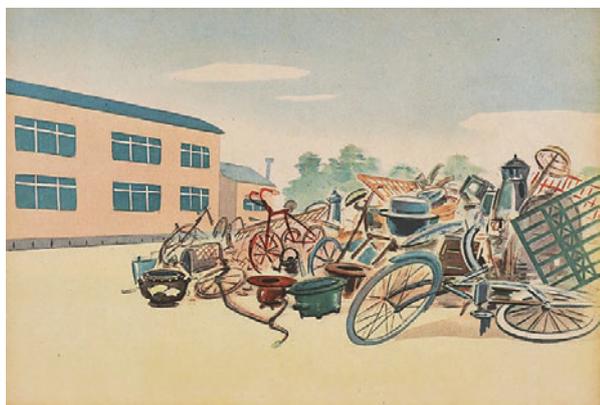


図3 『銅像物語』

一方、「愛国の決意」をそのままに表す〈愛国〉の用語については、白村江の戦で捕虜となり30年後に帰国した大伴部博麻に対して持統天皇が与えた勅語「朕喜厥尊朝愛国売己顕忠（朕、その朝を尊び、国を愛ひて、己を売りて忠を顕すことを喜ぶ）が我が国史書の初出とされている。紙芝居作品『筑紫の博麻』において、福岡県八女郡に遺る博麻の墓碑（絵画面）に「《尊朝愛国》これ我が歴史上愛国の文字の現れた最初である」と裏書されるところである。しかし、その他の作品においては「愛国心」「愛国者」といった聞き馴れた熟語としてではなく、「～の精神（心）」「～の血」のように、名詞を形容詞化した用法（一步腰が引けた形）で登場することがこの用語の特徴である。－『海國の民』1942.07「米英未だあなどるべからず、愛国の血湧き返る国民よ、皇國の興廢この一戦にあり、今は一にも船、二にも船、三にも船ぞ」／『兵制の父大村益次郎』1942.11「それにつけても思い出されるのは維新の初、富国強兵の急務を説いて今日の国民皆兵制度の基礎を築いた大村益次郎先生のあの愛国の赤誠と先見の明であります」／『一票を護る』1941.08「（候補者）私は諸君いやみなさん元来口べたものですが、向う三軒両隣お互いに助け合うのが自治の基、愛国の根本精神だと信じます」／『明けゆ

く村』1942.02「我が息子に示されたあの村人達の熱い愛国の心、欲深源兵衛も今は一変して村の為に盡そうと決心したのです」など。特に後の2作品のように口語体脚本中に使用された場合に熟れ感の薄さ（不自然な未消化感）を残すことは、〈愛国〉の熟字がおそらく、英語で「郷土愛」を意味する“patriotism”の「愛国心、愛国主義」への翻訳語であり、キリスト教文化圏における“love”に対応する字義観念が中国・日本になかったために生活用語としては死語に近かったこと、また、明治という近代明治国家が〈尊王〉〈勤王〉〈勤皇〉精神の急速かつ強権的調達によって成立したことに起因するのではないかと考えられる。

●我が国の明治維新（王政復古）の本質が、雄藩武士と若手公卿によるクーデターの権力奪取であり、民衆が主体的に関与する社会過程が存在しなかったことは、〈愛国〉の精神を《報国》と読み替えることを容易にし、「愛国の心情」は、自由民権運動と一時的な戦勝に沸くナショナリズムの高揚期を経て、より復古的な「臣下の任務と天皇への帰依」へと収斂させられることとなった。

典型的な用語は、天皇の意志を謹んで戴くこと、天皇の心を乱さないことを意味する〈大御心（を奉戴、を安じる）〉である。－『大政翼賛』1940.12「自分たちの手で新体制を造るのだ、もちろん大御心を奉戴し上意をしっかりと身に受けてやるのです」／『産業報國』1941.10「美しいこの朝、輝きわたる大海原、四方の海皆同胞と万民を慈しませ給う大御心に答え奉る世界永遠の大平和。これは今の我等の働きによってこそ築き上げねばならぬのである」／『敵國降伏（がうぶく）』1944.08「町でも村でも山でも里でも濱でも日本国民たる者は一人残らずこの国難に打ち克って大御心を安んじ奉ろうと天に祈り地に誓った」など。

また、皇紀2600年を誇る天皇制国家の栄光に殉じることが、当時の日本人にとって《悠久の大義（光栄）》に生きるものであるとされた。－『爪文字』1943.12「（突撃の合図）悠久の大義に凝った必殺必勝の一瞬であった……突っ込めツー」／『宣戰』1942.12「みいつの下おほみいくきに命捧ぐる大和丈夫に流るる血、それは窮みない悠久の光栄に湧くのみである」／『忠霊陣地』1944.06「従容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし」。これらは何れも「皇軍の戦闘死」を描く作品であり、3番目の脚本は、上記《献身奉公》で紹介した『戦陣訓 第七 死生観』の後段部分に対応している。

「臣下の任務と天皇への帰依」は、《臣道実践》《日本人の務め（国民の本懐）》《万民翼賛》といった用語によって、さらに多義性を帯びていく。《臣道実践》は、1940年10月12日の大政翼賛会発会式における近衛文磨首相の挨拶「大政翼賛会の綱領は大政翼賛・臣道実践という語に尽きる。これ以外には、実は綱領も宣言も不要と申すべきであり、国民は誰も日夜それぞれの場において報国の誠を致すのみである」によって、周囲の失望と話題を呼んだとされる言葉である。－『大政翼賛』1940.12「一億一心国民の一人一人がその職分に応じて力の限りご奉公する、これこそ大政翼賛の臣道実践で



図4 「忠霊陣地」

ありそこに自ずから道は開ける」は、近衛挨拶の反復であるが、／『滅私奉公：娯楽用』1941.06「俺だつて知ってるぞ……滅私奉公ね、臣道実践、銭湯は七銭」の落語口調には世論側からの揶揄も含まれているだろうか。／以下の3作品に表れるのは、この種の類義語の多義性が機会主義的使用によってナンセンスさを帯びてくる事例である。—『薬草園の少年たち』1941.09「(きょうは日曜を利用して山へ薬草の採集) 臣道実践、薬草採集、六年生の男女組五十名は列を作って校門を練り出しました」／『少年戦士』1941.11「一生懸命働いて貯金をするという事は自分の為家の為ばかりではない、それがお国のためなんだ。日本国民の務めだし忠義なんだ」／『常會の手引』1941.08「なごやかな常会も実は大御心にこたえまつる万民翼賛の道場なのです」など。／しかしまた、『軍神岩佐中佐』1943.06「(海軍兵学校の厳しい訓練) 海征かば水漬く屍、大君の御楯となって死なん事こそ我等日本国民の本懐である」のように、本来の正統的な用例があったことも事実である。

●本稿の最後に紹介するのは、近代日本における「家族国家モデル」と、それを基に「大東亜の指導民族イデオロギー」へと拡張・適応されていくことになる《一家和合》《その所》の用語である。作品用例は重複紹介を含め次の三つとなる。—『臣民の道』1941.12「着る物食べ物すべて質素に、お互いにこれからは質素で心豊かな新しい生活の道¹を築き上げようではありませんか。そこに自から苦しみも楽しみも一緒にしていく一家和合の精神も培われるのであります」／『大政翼賛』1940.12「一億一心国民の一人一人がその職分に応じて力の限りご奉公する、これこそ大政翼賛の臣道実践でありそこに自ずから道は開ける」／『臣民の道』1941.12「農人は鋤を執つて仕え、商人も技術者もその所に応じ夫々の分をつくして国家の隆昌に力を致し皇運を扶翼し奉つてきました」。

多岐・多数にわたる(場合によっては刺激的な)戦時下の国策用語を閲覧してきた最後の局面において、この二つの用語は、「家族和合」と「職分実践」を唱えるだけの特別インパクトもない平凡な用語とみられるかもしれない。しかし、戦時下における「家族一家の和合」と「各々の職分の実践」が、単なる家族道徳や職業倫理の



図5 「大政翼賛」

唱導にとどまらないイデオロギー性を揮う万能パスワードであったことは、1935年『国体の本義』および1940年『臣民の道』といった代表的国策文書に遺憾なく表現されている。その一部を見てみよう。

『国体の本義』第一、大日本國體 四、和と「まこと」国民相互の和：「この和の精神は、廣く國民生活の上にも實現せられる。我が國に於ては、特有の家族制度の下に親子・夫婦が相倚り相扶けて生活を共にしてゐる。(略)更に進んで、この和は、如何なる集團生活の間にも實現せられねばならない。(略)それら各々が分を守ることによつて集團の和は得られる。分を守ることは、夫々の有する位置に於て、定まつた職分を最も忠實につとめることであつて、それによつて上は下に扶けられ、下は上に愛せられ、又同業互に相和して、そこに美しき和が現れ、創造が行はれる。このことは、又郷黨に於ても國家に於ても同様である。國の和が實現せられるためには、國民各々がその分を竭くし、分を發揚するより外はない。身分の高いもの、低いもの、富んだもの、貧しいもの、朝野・公私その他農工商等、相互に自己に執著して對立をこととせず、一に和を以て本とすべきである。要するに我が國に於ては、夫々の立場による意見の對立、利害の相違も、大本を同じうするところより出づる特有の大和によつてよく一となる。すべて葛藤が終局ではなく、和が終局であり、破壊を以て終らず、成就によつて結ばれる。ここに我が國の大精神がある。(略)かゝる我が國の和の精神が世界に擴充せられ、夫々の民族・國家が各々その分を守り、その特性を發揮する時、眞の世界の平和とその進歩發展とが實現せられるであらう」。

この“家族から社会、そして国家”へとシームレスに繋げられた共同体観と各レベル・各人の職分論は、『臣民の道』二、臣民の道では、挙国一致の臣道実践として展開される。：「我等の祖先は肇國以來、武人は弋を執つて身を捧げ、農人は鋤を執つて仕へ、その他商に工に皆各々その所に應じ夫々の分を竭くして、國家の隆昌に力を致し、皇運を扶翼し奉つて來た。我等はまた大御心を奉體し、父祖の心を繼ぎ、各々先だつて憂へ後れて楽しむ心掛けを以つて率先躬行し、愈々私を忘れ和衷協同して、不斷に忠孝の道を全うすべきである。臣民の道の實踐を外にして人たるの道はない。未曾有の國難に臨み、今こそ我等臣民はこの道に徹し、舉國一體となつて如何なる時艱をも突破しなければならぬ」。

やや長い引用となったが、上で紹介した『大政翼賛』

1940.12、『臣民の道』1941.12といった紙芝居作品が、ここに謳われた家族国家思想と職分実践論を直接の下敷きに一「農人は鋤を執って仕え、商人も技術者もその所に依り夫々の分をつくして」一成立しているものであることが分かり易いほど明確に見て取れよう。



図6 『臣民の道』

この家族国家論と職分実践論は一体となって、「大東亜の指導民族イデオロギー」へと拡張・適用されていく。「大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ実ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ(略)惟フニ万邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國体ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ」一これは日中戦争から第二次大戦への決定的転機となった1940年9月27日の『日独伊三国軍事同盟締結における詔書』の後段である。また、第二次大戦開戦後に米英間で調印された『大西洋憲章』(1941年8月)に対抗するために、日本が東亜諸国(有色人種)の首脳を東京に集めて採択した『大東亜共同宣言』(1943年11月6日)の前文においても、『その所』が使用される。一「抑々世界各國ガ各其ノ所ヲ得相扶ケテ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ世界平和確立ノ根本要義ナリ／然ルニ米英ハ自國ノ繁榮ノ爲ニハ他國家他民族ヲ抑壓シ特ニ大東亞ニ對シテハ飽クナキ侵略搾取ヲ行ヒ大東亞隸屬化ノ野望ヲ逞ウシ遂ニ大東亞ノ安定ヲ根柢ヨリ覆サントセリ大東亞戦争ノ原因茲ニ存ス」。この二つの公式文書が、上述した『国体の本義』の「国民相互の和」を世界指導者としての日本に拡大・適用したものであること、と同時に、『その所』が日本の海外侵略を正当化する《八紘一字》の後景理念となっていることもまた明らかであろう。

第二次大戦中の諸メディアに溢れる戦闘国間の「敵の顔」認識を先駆的に研究したJ.ダワー『容赦なき戦争』(平凡社ライブラリー2001.12.10)は、戦時下の日本人(人)の自己表象として、「清浄さ」に一章を割くとともに、日本の国策文書に表れた『その所』についても、次のように指摘している。一「家族制度イデオロギーのもとで国内の日本人は皆、家長制の定めに従って其ノ所を割当てられた。しかし国外のアジアに出ると、この同じ

日本人が集団的な家長に変身した。つまり一民族としての彼らは、共栄圏のもとに集まった諸民族の家族の家長を自称したのである。「社会的に緊張の度合いが高く階級闘争が決していないわけではない社会において、ロマン化された家族の隠喩は、和という神話を存続させるのに役立つ。海外向けに作り直された家族の隠喩は、実際問題として大いに不平等である帝国主義的な権力構造の中で、相互扶助と互惠主義という神話を補強するために引き合いに出された」(pp.466-467)と。本稿で紹介してきた戦時下用語のうちでも特別に『その所』について多くの言及がなされていること(ダワーは「適所」論とも言い換えている)は、戦時下用語群における本用語の屹立した特異性を示すとともに、これが「敵の顔」プロパガンダの対極にある自国の正当化イデオロギー(聖戦、正義・自衛の戦争)を根柢づける象徴的キーワードであったことを証するものといえることができる。

終わりに

以上、全11回にわたり、本センターが所蔵する241点の国策紙芝居コレクションの戦時下用語とその用例を紹介してきた。本稿が依拠する用語の分類体系に、国策紙芝居の全容を示し得るような標準性は必ずしもないであろうし、一作品中の同一語は初出箇所しか採録していないという限界も存在する。しかし、紙芝居脚本から戦時下の磁性を帯びた用語を網羅的に採録する過程で(総数は約770件)、一作ごとにはおそらく比較的短期間に作成されたであろう紙芝居作品群に関わった脚本家の創作意識(あるいは最大の発行元であった日本教育紙芝居協会、またはその関係者からのリクエスト)に、「同時代認識に対する社会的応答性」がうかがわれること、これに加えて、戦場の主体である「軍隊」、自分の家族や地域から送り出された「兵士」、そして国家的な総力戦に動員された国内社会・生活の場「銃後」という三つの主題が大きい比重を占めていることを看取することができた。一連の作品が短期間に作成されたであろうことは、作品に表れる海外の戦闘や国内的政策の実年次と紙芝居の出版年との近接からも明らかであり、それはまた、国策紙芝居がラジオ・新聞・ニュース映画に次ぐ二次的な報道性をも担っていたことを示している。本コレクションに登場する脚本家は総勢約90名であるが、団体を含む特定の脚本家(平林博、鈴木景山、納富康之ら)が複数の先鋭的作品に集中的に携わっていることを証することもできる。同時に、創作者における時事的意識の高さといっても、それは約80年後の現在からの歴史的評価に耐える正確性や客観性をいうものではなく、公式用語を駆使する作品の集合意識的側面として指摘され得るものという留保も必要であろう。しかし、全体の基層にあるのが、その主観的栄光も結果的悲惨も含めて、自家撞着的な天皇制言説(J.ダワーの言葉を借りれば「皇道軍国主義(ミリタリズム)下の皇道メタファー」)であることは、いくら強調しても強調しすぎることはあるまい。

また、これら公式用語(筆者が採録した戦時下用語)について、本稿では他の諸メディアとの比較を全く行うことができず、その一般性・通有性も問題となる



ところであるが、この点については、放送史研究者・竹山昭子氏が、NHK放送文化研究所『放送研究と調査(月報)』2011年12月号のインタビューに答えた記事を紹介しておきたい。そのなかで竹山氏は、日中戦争が始まった1937年から太平洋戦争の終わり頃の1944年までの全期間を通して、ラジオ放送(政治家・軍人による55本のラジオ講演)に最も頻繁に登場するキー・シンボルを紹介している。その上位13種とは、「①聖旨、大詔、勅語74、②一億一心、億兆一心、一致協力、官民一体49、③東亜新秩序、東亜建設46、④御稜威(みいつ)31、⑤国体23、⑥大御心(おおみこころ)20、⑦動員18、⑧共存共栄15、⑨尽忠報国15、⑩皇恩、君恩、聖恩13、⑪臣道12、⑫世界新秩序11、⑬大和魂11」(以上、13種の番号、キー・シンボル、頻度の順。下線部は天皇関連。原文は一覧表形式で、特定個人が多用した「愛国」「経済ブロック」「隣組」は除外したとの注あり)である。そのうえで、竹山氏は、「上位13種のうち5つまでも『天皇キー・シンボル』が占め、使用頻度で見ても上位13種の使用頻度合計は338、そのうち天皇関連は161と約半数を占めている」と述べ、「これらの結果から言えることは、日中戦争、太平洋戦争中に為政者が国民に向かって行った『ラジオ講演』で、そのキー・シンボルは天皇にまつわるものであった。為政者たちは、この戦いは天皇の意志、天皇の命令によるものであることを強調し、その大命に従うことが臣民の道であると説き、日本軍の連戦連勝は『これひとえに御稜威(みいつ)のしからしむるところ』と、天皇の威光を力説し、国民を戦争協力へと駆り立てていった」のであると指摘している(「戦前・戦中・戦後を通してみた体験的放送史—前編：『兵に告ぐ』から『玉音放送』へ」pp.41-42)。戦時下紙芝居とラジオ放送という媒体の差はあれ、当時の国民の耳目を支配したのが、最終的に天皇(制)に帰一するこれらのキーワード、キー・シンボルであったことを証するものとして参照しておきたい。

国策紙芝居の脚本は、その国定教科書的文体(連載第8回)のなかに戦時下用語を散りばめるといった類型的手法によって成立している(と連載最終回に結論付けてもよいと思われる)が、戦時下紙芝居の脚本用例が、近代天皇(制)研究に対する多少なりの応答性を持ち得ているかの証明は不十分であったと言わざるを得ない。【国際関係】(連載第1回)、【軍隊】(第2回)、【銃後社会】(第4~6回)で紹介した諸用語についても、比較研究の余地は大きく残されている。しかし、「天皇(制)」に関わる用語・用例の紹介が、本稿における核心的課題であったことは疑いない。特に【国体明徴】(第9~11回)に採録した用語と用例は、「臣下の任務と天皇への帰依」の心情を強調するようになった昭和10年代・国体明徴運動以降の時代性を最も鋭く反映したものであったからである。この点について、最後に、美濃部天皇機関説事件から国体明徴運動に至るこの時期の二人の同時代者の証言を覗いておきたい。

東大文学部講師であったフランス文学者・中島健蔵(1903年2月21日-1979年6月11日)は、『昭和

時代』(岩波新書1957.5.12)において、昭和初期における「アウトロー扱いに等しい反左翼」の風潮を支えたのは「全国民を包むような国体というタブーの圧力」によってつながった「官僚」「軍部」「資本家」であり、官学・高等文官試験における定説として定着していた「天皇機関説というささやかな近代的解釈が口火となって、ついに国体明徴が巨大な組織の重要な仕事になってしまった」という。局面を一変させたのは、1935年3月20日貴族院『政教刷新に関する建議案』の声明可決、同23日衆議院『国体に関する決議案』の可決、そして、8月3日のいわゆる『第一次国体明徴声明』、美濃部博士の反論をはさんで10月15日の『第二次国体明徴声明』であり、ここに「漫りに外國の事例・學説を援いて我國體に擬し、統治權の主體は天皇にましまさずして國家なりとし、天皇は國家の機關なりとなすが如き、所謂天皇機關説は、神聖なる我が國體に悖り、其の本義を怨るの甚しきものにして嚴に之を芟除せざるべからず」という「決定的な声明が軍の要求によって出され、これが官僚組織の至上命令」となった。「新聞紙上でこの声明を読み、芟除(さんじょ)という字にぶつかったときのショックを忘れることができない。一瞬、血のにおいがしたような気もちであった」と中島は記している(pp.88-105)。

また、治安維持法違反で逮捕・転向後に「日本浪漫派」を主宰した文芸評論家・亀井勝一郎(1907年2月6日-1966年11月14日)は、『現代史の課題』(岩波現代文庫2005.5.17)のなかで、「現代史における天皇制の異様な変化の第一段階」は、(病ゆえの)大正天皇に対する国民の冷淡・無関心に危機を感じた為政者が、その「無人格を敢えて神聖化しようとしたこと」「人間としての実態なき天皇、いわば天皇の抽象化と抽象的なものの神格化」にあり、その第二段階は「美濃部達吉の天皇機関説が否定され、国体明徴が唱えられた昭和10(1935)年に、軍人右翼の合作による『神』の模造が再確認されたこと」であるという。そして、この「日本史上空前の」変化によって生じたことは「天皇の流刑(天皇の人間性抹殺が絶体鄭重裡に実行されたこと)」であり、国民に対する「(天皇が)神であるかのような政治的虚構と天皇帰一という呪文の強制」であったと述べている(pp.96-104)。当時20代後半から30代前半であった二人の証言には、連載第10回の冒頭に述べた「顕教による密教征伐」の瞬間に立ち会った生々しい時代の空気とそれに押し流されていった知識人の苦渋が滲んでいる。

しかし、亀井が同書で述べる天皇の「無力な神聖性」に対する国民的支持とその強調が、戦後象徴天皇制(伝統的天皇不親政論)へと流れ込む保守派言論の一角を形成したこともすでに明らかとなっている。この二人よりも20歳程度若い歴史家と思想家が、1980年代後半に行った或る鼎談(『歴史としての天皇制』作品社2005.4.1)のなかで、「首の皮一枚すら切れなかったわれわれとはなにか」(網野善彦・1928年1月22日生)と、また「ぼくらはやはり民衆に対しても挫折したのだ」(吉本隆明・1924年11月25日生)と、絞り出すように洩らしていたことの重みを受け止めねばなら

ない。網野の「倒れる直前の背中をひと押ししなかった日本人とは」という問いは、依然として解かれていない。一方の吉本における「民衆に対する挫折」は「日本の大衆の総敗北の構造」（『敗北の構造』弓立社、1972.12.15、p.409）とも言い換えられるものであり、政治的権能を有さない伝統的天皇が幻想的権威を揮いつづけた根拠について別のところで次のように述べている。—「じっさいに〈天皇（制）〉が農耕社会の政治的な支配権をもたない時期にも〈自分ハソノ主長ダカラ農耕民ノタメ、ソノ繁栄ヲ祈禱スル〉というしきたりを各時代を通じて世襲しえたとすれば、この世襲には〈幻想の根拠〉または〈無根拠の根拠〉が、あるひとつの〈威力〉となって付随することは理解できないことはない。いま、〈大多数〉の感性が〈ワレワレハオオマエヲワレワレノ主長トシテ認メナイ〉というように否認したときにも、〈天皇（制）〉が〈ジブンハオオマエタチノ主長ダカラ、オオマエタチノタメニ祈禱スル〉と応えそれを世襲したとすれば、この〈天皇（制）〉の存在の仕方には無気味な〈威力〉が具備されることはうたがいない。わたしの考察では、これが各時代を通じて底流してきた〈天皇（制）〉の究極的な〈権威〉の本質である」（『天皇および天皇制について』『詩的乾坤』国文社 1974.9.10、pp.235-236）と。《汝有衆》《股肱の臣》に対して「朕」という特殊の位相を占める存在の本質を別括した読む者を震撼させる指摘といえよう。その吉本は晩年にこんなことも言っている。—「天皇を政治的な立場から外せば天皇制という仕組みがなくなると単純に思っているひとがいるが、僕はそうは思っていない。僕らが縁日で金魚すくいをやっている限りは、神道の名残は残ると思っています。それと同じように天皇の名残も残り続けるのです」（『真贋』講談社インターナショナル 2007.2.22、p.87）と。網野・吉本が遺した問いが依然として根源性を保ち続け、天皇（制）に代位する国民的物語を持ち得てこなかった「日本人」にとって、国策紙芝居という存在は、たとえ15年戦争下の後半に叢生した一時的な仇花に過ぎないとしても（であるがゆえにというべきかもしれない）、天皇（制）下の幾世代にわたる日本人の感情生活を照射する仄暗い光源としての位置を失うことはないように思われる。（終）

付記 『ニューズレター』第33号から連載してきた「用語編」は本号を以て終了する。
引き続き「登場人物編」の連載を行う予定である。

ニューズレター掲載号一覧

—連載回数（発行日、号数）：用語区分

- 第1回 (2015. 1. No. 33)：国際関係
- 第2回 (2015. 9. No. 34)：皇軍物語一般
- 第3回 (2016. 1. No. 35)：政治・外交
- 第4回 (2016. 9. No. 36)：標語
- 第5回 (2017. 1. No. 37)：銃後生活・銃後団体・動員・奉仕・生活改善・生産・食料・資源
- 第6回 (2017. 9. No. 38)：教育、防諜・防空・交通・通信・メディア
- 第7回 (2018. 1. No. 39)：宗教・民俗
- 第8回 (2018. 9. No. 40)：国史
- 第9回 (2019. 3. No. 41)：国体明徴・日本精神(1)
- 第10回 (2019. 9. No. 42)：国体明徴・日本精神(2)
- 第11回 (2020. 3. No. 43)：国体明徴・日本精神(3)